

容器包装リサイクル法関係者からのヒアリングについて

1 趣旨

容器包装リサイクル法の施行に当たっては、多数の関係者が存在するため、これら関係者からヒアリングを行うことにより、今後の本部会における容器包装リサイクル法の評価・検討を行うための参考とする。

2 合同ヒアリングの実施

容器包装リサイクル法の評価・検討については、経済産業省の産業構造審議会容器包装リサイクルWG（以下「容リWG」という。）においても行うこととしており、その中で、本部会と同様に関係者からのヒアリングも予定していることから、本部会のヒアリング対象の関係者との重複も予想されるため、本部会と容リWGとの合同でのヒアリングを実施し、両審議会の効率的な運営を図る。

3 ヒアリング対象

(1) ヒアリング対象予定者（20名から25名程度）

有識者
自治体関係者
特定事業者関係
再商品化事業者関係
市民団体関係

(2) ヒアリング対象者の決定方法

有識者、自治体関係者、特定事業者関係及び再商品化事業者関係については、本部会の花嶋部会長と容リWG郡鳶座長が相談の上、決定する。なお、市民団体関係については、全国から幅広く意見を伺いたいことから、公募を実施し、応募された市民団体の中から花嶋部会長と郡鳶座長が相談の上、決定する。

4 実施回数

8月末から12月までの間に6回程度開催する。